

◆ ケアマネジャーのための情報誌 ◆

# ケアマネ SAPORO

2004.12.1発行

発行

札幌市介護支援専門員連絡協議会

事務局

札幌市社会福祉協議会地域ケア推進部

札幌市中央区大通西19丁目

札幌市社会福祉総合センター内

TEL 011-612-6110

FAX 011-613-5486

## 第31号

## 「介護サービスの情報開示の標準化」都道府県モデル事業について

札幌市介護支援専門員連絡協議会白石支部長(ケアプランセンターはばたき所長) 山崎 加代子  
札幌市介護支援専門員連絡協議会事務局長(札幌市社会福祉協議会地域ケア係長) 柏 浩文

### 《介護サービスの情報開示の標準化とは》

介護サービスの情報開示の標準化都道府県モデル調査員養成研修に参加しましたので、報告させていただきます。

介護サービスの情報開示の標準化は、利用者の主体的な事業所選択を支援する仕組みを平成18年4月から開始するために、今回、都道府県モデル事業が行われます。

介護サービスの情報開示の標準化の特徴は、①全事業所を対象に、②サービス提供場面において現に行われている事柄(事実)を前提として、③第三者(調査員)

が客観的事実に基づき確認し、④調査結果の全てをインターネットによる開示、事業所内への掲示、重要事項説明書への添付などで実施することがあげられます。調査(情報更新)の頻度は、年1回程度が予定されています。

第三者評価と指導監査の違いを含めた情報開示の標準化の位置づけの整理及び介護サービスの情報開示の標準化の概要は、図1及び図2をご参照下さい。

図1

### 「情報開示の標準化」の位置付けの整理

任意

第三者評価 (これまでの評価スキーム)

評価者が一定の基準に基づいて、事業者の基準の達成度を評価

**評価情報の一義的な受益者:介護サービス事業者**

※情報の公表は介護サービス事業者の任意

新たな仕組み

全ての事業所

情報開示の標準化

全ての事業所を対象として、利用者の事業者選択に資する情報を第三者が確認し、その結果の全てを定期的に開示

**事実情報の一義的な受益者:利用者**

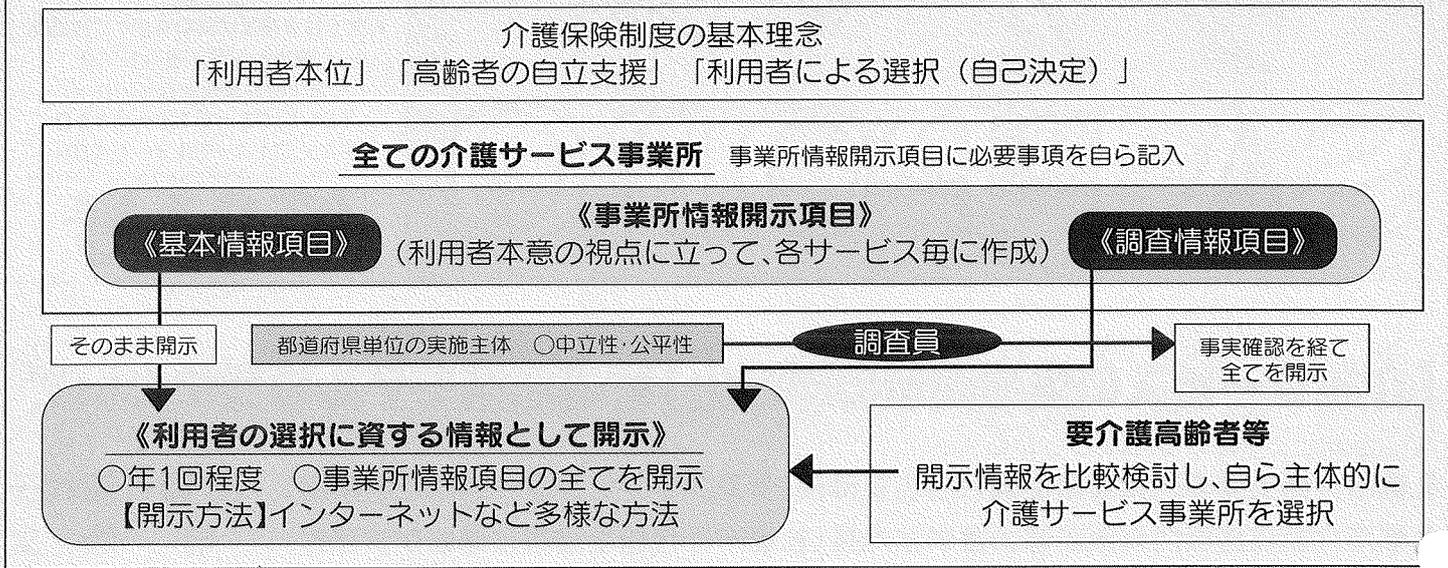
義務

指導監査

行政が、事業者の指定基準等の遵守状況を確認 ※結果の公表を目的としない

図2

介護サービスの「情報開示の標準化」の概念図



《都道府県モデル事業の概要》

今回の都道府県モデル事業は、事業所調査の実施方法、事業所情報開示項目（基本情報項目・調査情報項目）の妥当性、調査員の資格要件及び研修カリキュラムの検証を主眼とする都道府県モデル事業として、各都道府県が実施主体となり、介護サービス事業所の調査情報項目について調査（事実確認）を実施するものです。

調査には、介護支援専門員等の保健・医療・福祉の有資格者であって、介護サービス事業に一定の実務経験がある者や民生委員、介護相談員、オンブズマン活動に参加している者、痴呆性高齢者グループホーム外部評価の評価調査員、地方自治体の第三者評価の評価員等があたります。

北海道においては、訪問介護・訪問入浴介護が後志支庁、福祉用具貸与が石狩支庁、通所介護が空知支庁、特定施設入所者生活介護（有料老人ホームのみ）が石狩支庁、介護老人福祉施設が上川支庁、介護老人保健施設が胆振支庁で12月中旬までにそれぞれ訪問調査が実施されます。

訪問介護・訪問入浴介護が6事業所、他のサービスが各4事業所選定されます。調査員はサービス毎に4名選出（訪問介護・訪問入浴介護は併せて6名）され、1事業所あたり2名1組で訪問し、1事業所、当面2日間の調査を行います。

《基本情報項目と調査情報項目》

まず、基本情報項目は、共通項目とサービス独自の項目に分かれます。共通項目は、運営主体と事業所の概要（氏名、代表者氏名、住所、電話番号等）で構成されています。サービス独自項目は、福祉用具貸与は、職種別職員構成、取扱又は展示福祉用具の種類、福祉用具貸与の実績と料金体系、支払い方法、キャンセル料の有無及び計算方法、レンタル商品の卸元、消毒及び配送業務委託先等、特定施設入所者生活介護では、利用料（入居一時金、月額利用料等）、居室の住み替え、協力医療機関の概要

及び協力内容、入居状況（年齢、要介護度、入居期間等）、職員体制、経営内容の開示、提供している介護保険給付・介護保険給付外サービスと料金徴収等となっています。また、調査情報項目は、サービスの内容・水準の確保とサービスの質を確保するための組織・運営に分けられ、福祉用具貸与は55の判定基準、特定施設入所者生活介護では70の判定基準に基づいて、調査員が事実確認を行うこととなります。

## 札幌市からの情報提供

### 「介護保険における福祉用具の選定の判断基準 (H16.6.17老振発067001)」について

介護保険における福祉用具は、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者または要支援者の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものです。

福祉用具については、介護保険制度の施行後、要介護者等の日常生活を支える道具として急速に普及、定着しておりますが、その一方で、要介護度の軽い方に対する特殊寝台、車いすの貸与など、利用者の状態像からその必要性が想定しにくい福祉用具が給付され、介護保険法の理念である自立支援の趣旨に沿わない事例が見受けられるようになりました。

そこで、福祉用具が要介護者等に適正に利用されるよう、介護支援専門員が居宅サービス計画に福祉用具を位置づける場合等における標準的な目安として、「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」(以下「判断基準」という)が厚生労働省により作成され示されたところです。

この判断基準は「使用が想定しにくい状態像」「使用が想定しにくい要介護度」が具体的に明示され、居宅サー

ビス計画に福祉用具を位置づける場合の標準的な目安が示されているのが特徴で、介護支援専門員や福祉用具専門相談員等が福祉用具の選定を行う上で、ガイドラインとして活用していただくものです。

したがって、判断基準の中で使用が想定しにくいとされている場合であっても、個々の利用者の生活環境や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もあることから、一律に使用を認めないというものではありません。

介護支援専門員が居宅サービス計画に福祉用具を位置づける場合には、下記の留意事項を踏まえ、居宅サービス計画全体をみて効果的かつ自立支援につながるかを十分に検討し、ご判断いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、福祉用具の導入が必要であると専門的判断がなされた場合には、福祉用具付属品も含めて「生活全般の解決すべき課題(ニーズ)」、「援助目標」、「期間」、「サービス内容」等の欄に明確に記載していただきますよう重ねて保険者からお願い申し上げます。

#### 【判断基準上の留意点】

- ・福祉用具については、その特性と利用者の心身の状況等が適合した選定が重要であることから、その活用にあたっては、利用者の心身の状況、福祉用具の特性、その方の置かれている環境等に留意して居宅サービス計画を作成する。
- ・「使用が想定しにくい状態像・要介護度」に該当している場合は、サービス担当者会議などの機会を通じ、福祉用具に関わる専門職に専門的な見地から意見を求め、自立支援に資する居宅サービス計画の作成に努める。
- ・現在、福祉用具を使用している利用者が「使用が想定しにくい状態像・要介護度」に該当する場合は、サービス担当者会議などの機会を通じ、速やかにその妥当性について検討し、適宜、居宅サービス計画の見直しを行う。
- ・福祉用具専門相談員などは、サービス担当者会議などの機会を通じ、介護支援専門員に対し専門的知識に基づき助言を行う。

「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」から一部抜粋

貸与

【普通型電動車いす】

電動車いすは、自走用標準型車いすを操作することが難しい人が、主に屋外を効率的かつ安全に移動するために使用する福祉用具である。電動車いすには標準型とリクライニングや座席昇降などの多機能なものがある。また、車載などに有利な折りたたみや分解ができる軽量型の電動車いすもあるため、用途に合わせた選択が可能である。

使用が想定しにくい状態像

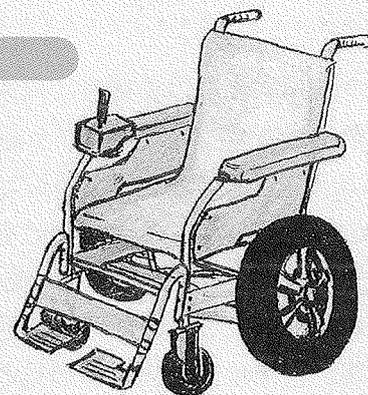
- 歩行：つかまらないうでできる
- 短期記憶：できない

【考え方】車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、つかまらないうで歩行している場合の使用は想定しにくい。普通型電動車いすは、主に屋外を効率的かつ安全に移動するために使用する福祉用具である。したがって、重度の痴呆状態のため短期記憶等が著しく障害されている場合は、電動車いすの安全な操作方法を習得することは困難と考えられることから、使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

- 要支援
- 要介護5

車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、歩行がつかまらないうでできる場合が多い「要支援」、重度の痴呆状態のため短期記憶等が著しく障害されている場合の多い「要介護5」での使用は想定しにくい。



貸与

【特殊寝台】

特殊寝台は、分割された床板が可動することにより、起き上がり等の動作を補助する福祉用具で、要介護者等の自立を支援するとともに、介護者が身体を痛める危険性を避けるためにも用いられる。福祉用具としては比較的大きなスペースを必要とするものであり、部屋の形態、出入り口の位置、起き上がる方向など、動作の仕方を考慮して配置を決めることが重要である。また、マットレスやサイドテーブルなどの付属品によって、背上げや膝上げ、高さ調整機能が阻害されることがないように、適応機種を確認する必要がある。

使用が想定しにくい状態像

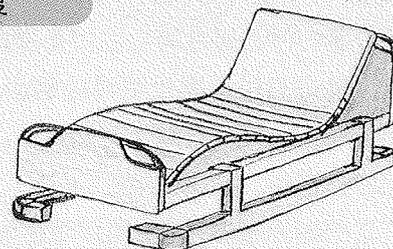
- 寝返り、起き上がり、立ち上がり：つかまらないうでできる

【考え方】特殊寝台は、起き上がり等の動作を補助するもので、要介護者等の自立を支援するとともに、介護者が無理な姿勢で介助を行うことにより身体を痛める危険性を避けるために使用される福祉用具である。したがって、寝返り、起き上がり、立ち上がり、つかまらないうでできる場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

- 要支援

特殊寝台は、起き上がり等の動作を補助するもので、要介護者等の自立を支援するとともに、介護者が無理な姿勢で介助を行うことにより身体を痛める危険性を避けるために使用される福祉用具である。したがって、寝返り、起き上がり、立ち上りの動作が可能である場合が多い「要支援」での使用は想定しにくい。



購入

【腰掛便座】

腰掛便座は、主にトイレで使用する福祉用具である。「排泄はトイレでする」のが基本であるが、トイレまでの移動はできても、座ったり立ち上がったりすることが困難な場合に使用する福祉用具である。腰掛便座には、①和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの、②洋式便器の上に置いて高さを補うもの、③電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの、④便座、バケツ等からなり、移動可能である便器がある。便座、バケツ等からなり、移動可能である便器は、主にベットサイドで使用する福祉用具である。

使用が想定しにくい状態像

- 座位保持：できない  
「便座、バケツ等からなり、移動可能である便器」
- 歩行：つかまらないうでできる
- 移動：自立

【考え方】腰掛便座は、座ったり立ち上がったりすることが困難なためにトイレを利用することが困難な時に使用する福祉用具である。したがって、座位保持ができない場合の使用は想定しにくい。また、便座、バケツ等からなり、移動可能である便器については、主にベットサイドで使用するものである。したがって、移動等が自立している場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

- 「便座、バケツ等からなり、移動可能である便器」
- 要支援

便座、バケツ等からなり、移動可能である便器については、主にベットサイドで使用する福祉用具である。したがって、移動が自立している場合の多い「要支援」での使用は想定しにくい。



※いずれのケースも、個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

## 区支部の活動紹介 4

### 東区支部

現在の東区支部の会員数は約120名です。定例会は2ヶ月に1度、東区民センター・3階視聴覚室をお借りして研修会を中心に活動を行っています。その他に、昨年より区民向けのイベントを年に1度主催しています。

今年度の定例会開催の趣旨は、「原点に戻り、必要な基礎知識を学習できる機会を提供する」という考え方です。

会員の中では経験年数や知識等にばらつきがあるため、会員のニーズに合わせた研修会を小規模で企画できたほうが良いのかもしれませんが、それもなかなか難しいため、あえて今年度は標準的なテーマを選んで、どなたでも参加いただけるような研修会にしようということにいたしました。

また、今年度の区民向けのイベントは、10月2日(土)に東区民センター・大ホールをお借りして、痴呆症をテーマに講演会を行い、延べ120名の方にご参加いただきました。講演会終了後は茶話会を行い区民の方と会員との意見交換を行いました。様々な要望や指摘事項をいただき、介護保険制度の充実を求める意向や権利

意識の強さを痛感いたしました。

東区支部役員が共通認識しているテーマとして、東区支部は会員間の情報交換や意見交換をもっと盛んに行い、会員のための「会」にしていきたいと思うのですが、我々東区支部役員の力不足もあり、そこまで至っていないのが現状で、課題でもあると認識しています。

今後の取り組みとしては、単に研修会を行うだけにとどまらず、1歩踏み込んで、会員にとって実務上頼っていただける機構、風通しの良い機構を創っていききたいものです。

実務で悩んだときに、「ケアマネ連協へちょっと相談してみようかな」と気軽に・身近に思っただけのような風土・文化を創れたらと、役員になって以来、夢にまで登場する今日この頃です...

次年度の活動を検討するにあたり東区支部会員の皆様よりご意見をいただきたいため、12月中に文書を送付させていただきますので、お気軽に「ご意見」をお聴かせください。  
(手塚記)

### 白石区支部

白石区支部の今年度のテーマは「和める、語り合える、共感出来る、知り合える、ケアマネ連協のサロン化Ⅱー介護保険制度改正に向けてー」となりました。前年度に引き続き、和み、語り合い、お互いに知り合いながら、ケアマネの資質の向上を目指し、制度改正に向けてどう取り組んでいくべきかを考えていきたいと思っています。

定例会は奇数月に行っています。これまで、北星学園大学の島津淳先生の「2015年の高齢者介護と介護支援専門員の課題」や北海道医療大学の石川秀也先生による「高齢者虐待・放棄を考える」といったテーマの研修会で高齢者の置かれている現状やケアマネとしてどう取り組んでいくべきかを考えさせられました。

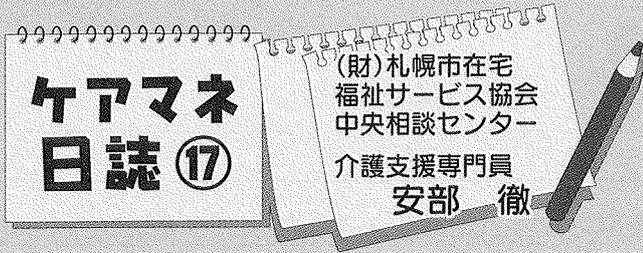
11月6日には白石区運営会議との共催で「地域で痴呆を考える講演会」を札幌コンベンションセンターで開催しました。札幌こころのケアセンター所長である築島健先生の「痴呆の精神医学的側面と家族対応」をテ-

マにした講演は大盛況で、100名を超える市民が熱心に聞き入っていました。

白石はいわゆる「1人ケアマネ」が多いようです。出来るだけ定例会に参加していただき、制度に関する情報やケアプランを作成していく上で参考となる知識を身につけていただければと考えております(ちなみに定例会ではささやかではありますが、「サロン」の一環として、飲み物を提供しています)。

偶数月の役員会では、皆が日頃の疲れを隠しきれず(?)「あれ、あれ、あのことなのだけれど」と言葉を忘れながらも、時には議題から話が脱線し、それぞれの話に、耳を傾け、共感しあっています。

今後はさらにケアマネ連協のサロン化を推し進め、役員会のようなアットホームな雰囲気、気軽に相談できる場を多数提供していくことができるように努力しなければと思っています。  
(長谷川記)



### <一つの決断>

一つの決断をすることは、とても神経を使い心に重石がかかります。ケアプランを作成しサービスを導入する際には、ケアマネジャーが一人で決めて一人で決断するわけではありません。基本的なことではありますが、状態、状況をアセスメントし、その人に必要なプランの原案を作成し、ご本人・ご家族を含め、サービス提供者の方々と担当者会議を開催し、最終的には関わる全ての人たちが了解して初めてサービスの導入につながります。しかし、アセスメントしてプランを作成し調整する最初のきっかけがケアマネジャーであり、私の中の一つの決断から始まります。

### <それぞれの思い>

Tさんのご家族からベットのレンタルの相談がありました。今までTさんの生活していた環境は、柵のない普通のベットでした。身体の状態が変化し、ベット柵や電動操作を利用しなければ自分で起き上がったり、立ち上がったりすることが大変になり、ご家族もTさんの負担を少しでも少なくしたいとの気持ちからの相談でした。Tさんは、今使っている使い慣れたベットでかまわないと思っていたようで、ベットの変更には気が乗らないようでしたが、まわりからの助言(説得!?)を受け、しかたがないとの気持ちで納得していただきました。

ケアマネジャー(私)や関わるご家族は、介助バーがあれば一人で起き上がることができ、自立支援の観点からも、起き上がりや寝返りができ、自分でできる範囲が広がるからと考え、ベットのレン

タル、介助バーを使用したほうが良いと考えました。ご家族もできるだけTさんの負担を少なくしてあげたいと考えましたが、Tさんは、ご家族に負担をかけず頑張りたいと思っているのですが、電動ベットや柵をつけることは人に援助を受けなければ生活できない自分が重病人のように思え気持ちが落ち込んでいたようでした。

ケアマネジャーは、ご本人の本当の思いはどこにあるかを常に考え関わっているのですが…。

### <一つ一つの積み重ね>

普段使い慣れた物、環境を考えることはご本人にとっては大きな変化であり、精神的にも肉体的にも負担になります。

電動ベット、介助バーをレンタルして数日後、モニタリングのためにTさんのお宅を訪問しました。Tさんの思いはどうなんだろう、ご家族の思いはどうなんだろうと色々な想いをめぐらせ、半分不安な気持ちで訪問すると、Tさんから「ベットをレンタルして本当に良かった。とても楽になったし、自分ひとりで起き上がるときもずいぶん楽になったよ」とTさんが言ってくれました。Tさんの満足していただいている様子、ご家族の安心した様子を見て、そこで初めて重くのしかかっていた心の重石がとれ、私は「ほっ」としたのです。

一つの決断から始まり、それぞれの思い(利用者の思い、家族の思い、関わるスタッフの思い)、ケアマネジャー自身の色々な想いを繰り返し、そして一つの形となった時…。

気を緩めるわけではありませんが、私は「ほっ」とする気持ちを一つ一つ積み重ねていくことで、ケアマネジャーの仕事の重みを感じ、やりがいを感じていけるのだと思います。そして何よりもまず、その重みに耐えられる自分でありたいと思います。(苦笑い)

## ● ● ● ご利用ください！地域福祉権利擁護事業 ● ● ●

札幌市地域福祉生活支援センターでは、高齢や障がいのために日常生活の判断に不安のある方が地域で安心して自立した生活を送れるよう、権利を擁護することを目的として地域福祉権利擁護事業を実施しております。平成11年10月から今年10月末までに158名の方と契約を締結し、日常的な生活支援サービスや金銭管

理サービス等を提供してきました。

このたび、より市民の皆様の身近な地域でサービスを提供するため、地区単位に専門の職員を配置して10月から区社会福祉協議会で実施しています。

サービスの申し込み・お問合せについてはお気軽に下記の各センターまでお問合せください。

### 【これまでの契約状況】

	痴呆性高齢者	知的障がい者	精神障がい者	その他	合 計
平成11年度	1	2	0	1	4
平成12年度	6	8	2	1	17
平成13年度	12	5	5	1	23
平成14年度	13	6	7	2	28
平成15年度	31	7	14	4	56
平成16年度	17	1	10	2	30
合 計	80	29	38	11	158

### 【お申込・お問合せ】

担当区	名 称	所在地及び連絡先	担当職員
中央区 南区	札幌市地域福祉生活支援センター	札幌市中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター2F 電話 633-2941 FAX 613-5486	細谷 義江
北 区	札幌市北区社会福祉協議会 (札幌市地域福祉生活支援センター北センター)	札幌市北区北25条西6丁目 北区民センター内 電話 757-2482 FAX 737-7270	佐藤 まゆみ
東 区	札幌市東区社会福祉協議会 (札幌市地域福祉生活支援センター東センター)	札幌市東区北11条東7丁目 東区民センター内 電話 741-6440 FAX 721-6444	東 美和子
白石区 厚別区	札幌市厚別区社会福祉協議会 (札幌市地域福祉生活支援センター厚別センター)	札幌市厚別区厚別中央1条5丁目 厚別区民センター内 電話 895-2483 FAX 896-4260	安富 里枝
豊平区 清田区	札幌市豊平区社会福祉協議会 (札幌市地域福祉生活支援センター豊平センター)	札幌市豊平区平岸6条10丁目 豊平区民センター内 電話 815-2940 FAX 815-7370	石崎 恵美
西 区 手稲区	札幌市西区社会福祉協議会 (札幌市地域福祉生活支援センター西センター)	札幌市西区琴似2条7丁目 西区役所内 電話 641-2400(内線465) FAX 611-6620	村上 理恵子

# 掲示板コーナー

日時 of the end to 《※》 is attached to the regular meeting, other district branches members can also participate, so please confirm and participate.

## 中央区支部定例会

日時▶12月20日(月)18時30分~《※》  
会場▶札幌市社会福祉総合センター  
テーマ▶面接技術とスーパービジョン②  
講師▶北海道医療大学看護福祉学部専任講師 大友 芳恵 氏  
問い合わせ先▶中央区基幹型在宅介護支援センター  
☎281-6113

## 北区支部定例会

日時▶1月19日(水)18時30分~20時《※》  
会場▶北区民センター  
テーマ▶介護保険制度改定の政策動向と経営戦略  
講師▶北星学園大学社会福祉学部助教授 島津 淳 氏  
問い合わせ先▶北区基幹型在宅介護支援センター  
☎757-6113

## 東区支部定例会

日時▶1月19日(水)18時30分~《※》  
会場▶東区民センター  
テーマ▶在宅生活を支えるうえでのインフォーマル資源の活用法について  
問い合わせ先▶東区基幹型在宅介護支援センター  
☎741-6401

## 白石区支部定例会

日時▶1月20日(木)18時30分~《※》  
会場▶白石区民センター  
テーマ▶介護保険制度の政策動向と経営戦略  
講師▶北星学園大学社会福祉学部助教授 島津 淳 氏  
問い合わせ先▶白石区基幹型在宅介護支援センター  
☎861-6116

## 厚別区支部定例会

日時▶①12月14日(火)18時30分~20時30分《※》  
②1月11日(火)18時30分~20時30分《※》  
会場▶厚別区民センター  
テーマ▶①区内のグループホームの現状と係わりについて  
②研修会  
問い合わせ先▶厚別区基幹型在宅介護支援センター  
☎895-6101

## 豊平区支部定例会

日時▶①12月9日(木)18時30分~20時《※》  
②1月13日(木)18時30分~20時《※》  
会場▶豊平区民センター  
テーマ▶①記録、ファイリング等についての情報交換会  
②対人援助技術パートⅡ  
講師▶②札幌ケアセンター指導訓練課長 中野 英子 氏  
問い合わせ先▶豊平区基幹型在宅介護支援センター  
☎815-6108

## 清田区支部定例会

日時▶1月19日(水)18時30分~《※》  
会場▶清田総合庁舎  
テーマ▶研修会  
問い合わせ先▶清田区基幹型在宅介護支援センター  
☎885-6109

## 南区支部定例会

日時▶1月11日(火)18時30分~  
会場▶南区民センター  
テーマ▶医療機関との連携について  
問い合わせ先▶南区基幹型在宅介護支援センター  
☎582-6104

## 西区支部定例会

日時▶1月11日(火)18時30分~20時30分《※》  
会場▶西区民センター  
テーマ▶地域福祉権利擁護事業について  
問い合わせ先▶西区基幹型在宅介護支援センター  
☎614-6105

## 手稲区支部定例会

日時▶12月8日(水)18時30分~20時30分《※》  
会場▶手稲区民センター  
テーマ▶訪問歯科制度について  
講師▶かなやま歯科クリニック 三浦 正幸 氏  
問い合わせ先▶手稲区基幹型在宅介護支援センター  
☎695-6113

## 「ケアマネメール相談室」ご利用下さい!!

介護支援専門員として働いていて、適正な給付管理や介護報酬の解釈などで、ふと疑問に思うこと、介護支援専門員の仕事はしていないけどケアマネメントのことで聞いてみたいことなどEメールで気軽に相談できるよう、本会会員のための相談室を9月から開設していますので、ご利用下さい。

相談を希望する方は、氏名、所属、会員番号を明記の上、相談内容を簡潔にまとめ、Eメールして下さい。Eメールアドレスは、「caremanager@sapporo-shakyo.or.jp」です。相談の対応は、奥田会長(制度担当)、斉藤副会長(居宅担当)、松本監事(施設担当)がそれぞれ担当します。お気軽にご相談下さい。